

## 新潟市児童福祉施設における実習生の受入れに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市が設置する児童福祉施設において、学校等の保育士等資格取得のために行う実習又は学校等の授業の一環として行う実習について、その学生等の受入れに必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「児童福祉施設」とは、新潟市が設置する児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。
- (2) 「課長」とは、児童福祉施設を所管する課の課長をいう。

### (申込み)

第3条 学校等が、児童福祉施設において学生等の実習を希望する場合は、学長又は担当教官等は、課長に対して、次の事項を記した実習依頼書により、実習の受入れの申込みを行うものとする。

- (1) 実習目的及び内容
- (2) 学生氏名、学部名及び学年
- (3) 希望施設名及び実習期間
- (4) 傷害保険への加入
- (5) 結核及び麻しん予防接種の有無(健康診断票)

### (承諾)

第4条 課長は、学校等から実習の受入れの申込みがあった場合は、実習の目的及び内容が適当と認められるものであって、その受入れが児童福祉施設の業務に支障がないと判断するときに、受入れを承諾するものとする。

### (承諾通知)

第5条 課長は、学生等の受入れを承諾したときは、その旨を学校等に通知するとともに、受入れを行う児童福祉施設(以下「実習実施機関」という。)の長に通知するものとする。

### (事前説明)

第6条 受入れを承諾された学生等(以下「実習生」という。)は、やむを得ない場合を除き、決定された実習実施機関において、事前説明を受けるものとする。

- 2 実習実施機関は、事前説明において、実習内容の確認、担当クラス等の実習スケジュール、実習実施機関の概要、サービス、応対などの際に留意する事項を説明するものとする。

### (実習期間及び実習時間)

第7条 実習期間は、原則として1月以内とする。ただし、実習時間の不足等で資格取得に支

障がある等、やむを得ない事情がある場合は延長できるものとする。

2 実習時間は、1日について8時間、1週間について40時間を超えないものとする。

(実習の中止)

第8条 課長は、実習生が第13条に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があったときは、当該実習を中止するものとする。

(給食の提供)

第9条 児童福祉施設等のうち、保育園、認定こども園及び児童発達支援センターにおいて実習を行う場合、施設長は、実習生に対して給食を提供することができるものとし、職員と同額の実費を実習生から徴収するものとする。

(保菌検査)

第10条 実習生は、事前に保菌検査を受け、その結果が陰性であることを確認し、その旨を実習実施機関の長に報告しなければならない。

2 実習生は、前項の保菌検査の結果、陽性となった場合、実習実施機関における食事介助の業務に携わることはできないものとする。

(傷害保険)

第11条 実習生は、実習中の事故に備えて、学校等又は自己の責任で傷害保険に加入するものとする。

(報酬等)

第12条 市は、実習生に対し、賃金、報酬及び手当は支給しない。

(服務)

第13条 実習生は、本市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

2 実習生は、実習中に知りえた秘密を他に漏らしてはならない。実習終了後もまた同様とする。

3 実習生は、課長、実習実施機関の長及びその指定した職員の監督のもとで実習し、その指示に従わなければならない。

4 課長は、実習生から前3項の規定を遵守する旨の誓約書(別記様式)を提出させるものとする。

(損害の負担)

第14条 実習中において、実習生が故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えた場合は、学校等はその損害を賠償しなければならない。

(証明)

第15条 課長又は実習実施機関の長は、学校等から求められた場合は、実習生に係る実習期間、内容等について証明を行うものとする。

(適用除外)

第16条 実習の目的が主に職業体験等であって、期間が1日以内の短期間のものに係る受入れについては、第7条、第9条、第10条及び第13条第4項の規定を適用しない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、実施にあたり必要な事項は、課長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月21日から施行する。ただし、改正後の第2条第1項第1号に掲げる児童福祉施設のうちひしのみ園、及び第2号から第4号に掲げる施設に関しては、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。